

Ⅲ 障がい者や障がい者の支援に関する社会資源の実態把握

1 地域で生活する障がい者の生活実態について把握し、その情報を有効に活用している。

- ① 個人情報やプライバシー保護に十分な配慮を行い、個人情報の活用についての理解が得られるよう取組みながら、障がい者の生活実態に関する情報を把握し、災害時等の危機管理対策や孤立化の防止などに活用している。
- ② 個人情報やプライバシー保護に十分な配慮を行いながら、障がい者の生活実態に関する情報を把握し、潜在化しているニーズの掘り起こしや見守りなど、チームアプローチによる個別支援の充実につなげている。

- 個人情報を把握する場合、その利用目的により必要とされる情報は異なりますが、利用目的及び対象者の範囲の考え方を明確にして対象者を決定するとともに、収集する情報の内容は、利用目的を達成するために必要な範囲内とすることが大切です。

- 災害が発生した場合、情報の入手や自力での避難が困難な災害時要援護者（乳幼児、障がい者、高齢者など）は、災害対応能力が弱く、大きな被害を受ける可能性が高くなります。このため、災害時に何らかの支援や安否確認が必要になる災害時要援護者に関する情報の把握の必要性は高く、平常時から、情報把握対象者の範囲の考え方や把握する情報の内容について、関係者間で協議し、避難支援プラン等が作成できるよう取組むことが大切です。また、得られた情報は適宜更新するなど、最新の状況が把握できるようにすることも大切です。

- 障がいのある方の中には、手帳の申請や相談業務だけでは把握できない潜在化している人たちがいます。様々な支援が必要であるにも関わらず、家族とひっそりと暮らしてきたため、両親が亡くなった後に支援の必要性が表面化することも少なくありません。このような人たちをどのようにしたら把握できるのか、地域のネットワークの活用や、町内会、地域住民と協力した見守り体制を築くなど、孤立化することのないよう普段から関係者の間で協議することが必要です。

- 社会資源の問題などから地域での家族との生活を諦めて転出せざるを得なかつ

ひと こえ せいかつじつたい ち いき め ぎ ほうこうせい おお し さ あた
た人たちの声、生活実態は、地域づくりの目指す方向性に多くの示唆を与えてくれます。

【孤立化防止の考え方】

し えん ひつよう じようきよう みずか ひつようせい にんしき し えん
支援が必要な状況でありながら、自らその必要性を認識できなかつたり、支援
う おも ほうほう こりつ か ぼあい
を受けたいと思っても、その方法がわからなかつたりして、孤立化してしまう場合
あります。こうしたことを防止するため、日頃から障がいのある方々の把握や地域
れんけい みまも じゆうよう
と連携した見守りが重要です。

2 インフォーマルサービスを含む社会資源についての把握・評価を行い、関係者で共有する取組みが行われている。

- ① 地域の協議会において、インフォーマルサービスを含めた社会資源の把握や情報の共有化を図り、チームアプローチによる個別支援の充実につなげている。
- ② 社会資源の把握に当たっては、事務所などの現場に実際に足を運ぶなど、きめ細かな情報の把握と積極的なネットワークづくりに努めている。
- ⑤ 社会資源や地域のニーズに関する情報を基に、地域の特徴や資源の過不足などの診断・評価を行い、現在地域にある社会資源の新たな活用等にも取り組んでいる。

- 障がい者の生活を支える様々な支援に活用できる社会資源は、自立支援法に基づく介護給付や訓練等給付等、法令に基づくものだけではなく、また、福祉分野に限定されたものではありません。法令や自治体の要綱に基づく公的なサービスが及ばない部分をカバーし、また、利用者のニーズに添ったきめ細かな対応が可能な、いわゆるインフォーマルサービスは、障がい者にとって、非常に身近な存在であり、地域生活を支える重要な社会資源となっています。

しかし、それらのサービスは、個人的なつながりの中で提供されていたり、一部の利用者、関係者の間でのみ利用されるなど、広く一般に知られていないことも多いのです。

このため、地域の協議会のメンバーなど、障がい者の支援に関わる関係者の間で、インフォーマルサービスを含めた社会資源の情報を把握し、地域の社会資源全体の情報を共有化して、支援に活用できる社会資源の種類と量を増やすことが、ニーズに添ったきめ細かな支援を行う上で役立ちます。

- 社会資源の把握に当たっては、それぞれの事業者が提供するサービスの特色を含めたきめ細かな情報を把握し、相談者のニーズに添った支援に役立てることが大切です。

同じ種別のサービスであっても、事業者によって得意とする分野があり、また、独自に取り組んでいるサービスなど、それぞれ特徴があります。そうした情報を把握するためには、事業所に足を運び、現場を見ること、事業者と話をすることが一番

ほうほう たん じぎょうしょ とくちよう じようきよう たが かお
の方法です。単に事業所の特徴や状況がわかるだけでなく、互いに顔をあわせ
ることで、あら きようりよくかんけい う ちいき なかま ふ
新たな協力関係が生まれ、地域のネットワークの仲間を増やすことに
もつながります。

- インフォーマルサービスを含む地域の社会資源全体の情報、現状の社会資源で
たいおう こんなん しえん かん じようほう げんじよう しゃかいしげん
は対応が困難な支援に関する情報、さらには、それらの情報を基に、地域の特
しげん か ぶそくとう しんだん ひようか え じようほうとう ちいき きようきかい
徴や資源の過不足等を診断し評価することにより得られる情報等は、地域の協議会
ちいき かいけつ ほうしん けつてい うえ か じゆうよう
において地域課題解決の方針を決定する上で欠かすことができない重要なもの
ひようか ほうほうとう ちいき きようきかい きようき こうかてき げん
となります。評価の方法等、地域の協議会のメンバーと協議しながら効果的な現
じようひようか ほうほう けんとう じつし たいせつ
状評価の方法を検討し、実施することが大切です。

- 地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活
ちいき たいせいせいび ちいきふくし ちいきほうかつ とう きぞん しげん しく かつ
用しつつ、ちいきふくしけいかく きぞん しさく ゆうきてき れんけい はか すす
地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めることが必
よう
要です。

③ 障 がい の 重 度 化 ・ 重 複 化 や 多 様 化 に 対 応 す る た め の 地 域 の 中 核 的 な 役 割 を 担 う 市 町 村 子 ども 発 達 支 援 セ ン タ ー が 児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー と 同 等 の 機 能 を 有 す る よ う 専 門 的 機 能 を 強 化 す る た め に 、 地 域 の 特 徴 や 資 源 の 把 握 に 関 係 機 関 と 連 携 し て 取 り 組 ん で い る 。

○ 障 がい の 気 づ き の 段 階 か ら 身 近 な 地 域 で 支 援 で き る よ う に 、 障 がい 種 別 に か か わ ら ず 、 質 の 高 い 専 門 的 な 発 達 支 援 の 充 実 を 図 る と と も に 、 ど の 地 域 に お い て も 等 し く 一 定 の 支 援 が 受 け ら れ る よ う 地 域 支 援 体 制 の 構 築 が 必 要 で す 。

○ 嘱 託 医 や 栄 養 士 等 の 人 員 基 準 や 、 遊 戯 室 や 調 理 室 等 の 設 備 基 準 を 満 た す 場 合 に 、 児 童 福 祉 法 に 基 づ き 、 都 道 府 県 が 指 定 す る 児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー と 、 障 がい 児 等 支 援 体 制 整 備 事 業 に 基 づ き 市 町 村 が 実 施 す る 市 町 村 子 ども 発 達 支 援 セ ン タ ー の う ち 、 保 育 所 等 訪 問 支 援 や 障 害 児 相 談 支 援 等 の 指 定 を 受 け 児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー と 同 等 の 機 能 を 有 す る 市 町 村 子 ども 発 達 支 援 セ ン タ ー を 、 地 域 に お け る 中 核 的 な 施 設 と し て 位 置 付 け 、 発 達 の 遅 れ が あ る 子 や そ の 家 族 、 地 域 の 保 育 所 、 幼 稚 園 、 学 校 な ど の 関 係 機 関 へ の 支 援 の 充 実 を 図 る こ と が 求 め ら れ ま す 。

【市 町 村 子 ども 発 達 支 援 セ ン タ ー と は】

発 達 の 遅 れ に 気 づ い た 段 階 か ら 、 主 に 、 児 童 福 祉 法 に 基 づ く 児 童 発 達 支 援 や 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス の 利 用 に 繋 がる ま で の 支 援 を 行 う 機 関 で す 。

④ 地域資源の状況等を踏まえ、障がい者の高齢化や重度化などが進行しても、地域で暮らしていけるように体験の場のほか、住まいの場や体調不良時などでも一時的に受け入れるような体制の整備など、地域ま単独または広域的に人材の有機的な結びつきを強化し、他施策や他職種と連携した取組を行っている。

○ 北海道では、地域生活を支える社会資源については、地域間格差が生じている状況があるため、地域生活支援拠点に必要な「居住支援機能」と5つの「地域支援機能」について、全ての機能を一度に整備することは困難です。

このため、道はこのような現状に鑑みて、「居住支援機能」、「相談支援機能」及び「地域の体制づくり」については、拠点構成市町村に整備することを必須とし、その他の機能については、各市町村が、拠点として目指す姿を協議会等で明確にした上で、不足する社会資源や機能は、当該拠点構成市町村以外の社会資源などを活用し、既にある関係機関との連携体制をシステム化するなどして効果的かつ包括的に機能強化させ、計画的・段階的に整備する場合は、拠点を整備したものとすることができるとしてあります。

くぶん 区分	きのう 機能	せいび 整備と認められる じようきよう 状況
きよてん 拠点構成市 ちようそんない 町村内に必 ず整備	きよじゆうしえんきのう 居住支援機能	<p>○ 全ての機能が整備済みであること</p> <p>※ 現有する社会資源などの活用・機能強化を含む。</p> <p>※ 将来的な整備計画があり、かつ、当面の対応が確保されている場合を含む。</p>
	そうだんしえんきのう 相談支援機能	
	ちいき 地域の体制づくり	
きよてん 拠点構成市 ちようそんい がいの 社会資源など 活用可	たいけん 体験の機会・場の確保	
	きんきゆうじ 緊急時の受入・対応	
	せんもんせい 専門性の確保	

【道における地域生活支援拠点の整備に係る基本的な考え方について】

「北海道における地域生活支援拠点のあり方等について（平成28年1月21日付け保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課長 通知）」

IV 地域住民と関係者との連携した障がい者の支援体制の確保

(地域コミュニティづくりの推進)

1 障がい及び障がい者に対する地域住民の理解を促進する取組みが行われている。

- ① 高齢者、障がい者、児童などが自由に交流できる「場」を確保するなど、住民と障がい者が日常的に接する機会をつくっている。
- ② 学校教育の場、講演会、学習会、対話集会、広報誌など、あらゆる機会を活用して、障がいや障がい者についての住民理解が促進されるような機会をつくっている。
- ③ 障がい者にとって、意思疎通支援の手段が多様にあることや、手話が言語であることについての住民理解が促進されるような機会をつくっている。
また、情報保障のために障がい者に応じた配慮が必要であることについて住民理解が促進されるような機会をつくっている。

- 暮らしやすい地域づくりのため、障がいや障がい者に対する住民の理解の促進を図ることは、欠かすことのできない重要な取組みです。障がい者と住民の交流、理解を深める交流の拠点づくり、効果的な情報の管理・発信等、地域でいろいろな取組みが行われています。

- 障がいに対する理解を促進するためには、幼児期からその年代に即した方法で、障がいや人権について学ぶことが有効です。普及啓発のための市町村の取組例としては、学校教育の場であれば、障がい者から障がいの特性や障がい者との接し方などについて話しを聞いたり、DVDを用い学習をするなどの方法があります。
また、一般向けとしては、広報誌やリーフレットによる啓発だけでなく、講演会や学習会、対話集会の開催、企業や商店が職員を対象に実施する接遇や理解促進のための取組みを支援することなどが考えられます。

- 意思疎通の手段が多様であることや、手話が言語であることについて住民の理解促進を図るためには、上記の取組みだけでなく、地域住民が参加する会議やイ

ベントなどにおいて、^{じつさい}実際に^{じょうほうほしやう}情報保障の^{はいりよ}配慮^{おこな}を行^{ひつよう}っていくことが必要です。

^{ちいき}地域の^{しょう}障^{ひと}が^{とくせい}いのある^{はいりよ}人の^{とう}特性^{つうち}に^{さくせい}配慮^{さくせい}した、^{とう}イベント^{とう}等の^{さくせい}チラシ^{さくせい}や^{さくせい}通知^{さくせい}を作成^{さくせい}したり、^{とう}イベント^{とうじつ}等の^{しゅわつうやくしや}当日^{はいち}に^{じょうほうほしやう}手話通訳者^{はか}を^{かんが}配置^{かんが}する^{かんが}など^{かんが}情報保障^{かんが}を^{かんが}図^{かんが}ることが^{かんが}考^{かんが}え^{かんが}られます。

④ 共生社会の実現をめざして差別や暮らしづらさの解消を図るため、障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者に対する合理的配慮の提供について、当事者や地域の関係団体、障害福祉サービス事業所等と連携しながら地域の住民理解が促進されるような機会をつくっている。

○ 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。

このため、障害者差別解消法は、障がい者に対する「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動などを通じて、障がい者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。

特に、法に規定された合理的配慮の提供に当たる行為は、既に社会の様々な場面において日常的に実践されているものもあり、こうした取組みを広く社会に示すことにより、国民一人ひとりの障がいに関する正しい知識の取得や理解が深まり、障がい者との建設的対話による相互理解が促進され、取組みの裾野が一層広がることを期待するものです。

⑤ 地域の保育、教育等の支援体制を整え、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障がい児の地域社会への参加や、全ての人が社会の一員として包み支え合うインクルージョン（包容）を推進している。

○ 障がい児が可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進する必要があります。可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことが求められます。

○ 障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容の仕組みが必要です。

2 身近な協力者を増やし、障がい者の地域生活を見守る協力体制を確保するとともに、障がい者が主体的に地域づくりに参画する取組みが行われている。

- ① 町内会活動、老人クラブ、文化活動サークル等、地域住民の様々な自主的な活動への参加や、障がい当事者による自主的な活動への参加により、相互交流が図られ、また、こうした場などで障がい者が自ら進んで活躍できる環境を整備するなど、地域のコミュニティの形成や活用に積極的な支援を行っている。
- ② 障がい者の地域での生活を見守り支援するため、医療機関、障害福祉サービス事業所、意思疎通支援者、雇用先などのほか、コンビニ、新聞販売所、水道、ガス、電気等の事業者との協力体制や警察、消防などとの緊急時の連携体制が構築できている。

- 町内会活動、老人クラブ、文化活動サークル等、地域住民の様々な自主的な活動において、同じ地域に暮らす住民として、障がい者が一緒に参加し、活躍できる出番があり、相互に交流を図ることは、障がい者に対する理解の促進や互助意識を育むことにつながり、地域で暮らす障がい者の身近な理解者や協力者を増やす大切な取組みとなります。
- 障がい者自らが、障がい当事者による自主的な活動に参加することで当事者による相互交流の輪が広がり、こうした活動への支援や周知、紹介も大切な取組みです。
- 障がい者の生活に密接に関わっている機関や普段出かけて行く機会の多いお店、定期的に障がい者のお宅を訪問する事業者や新聞販売所などとの協力体制は、見守りが必要な障がい者の生活上の変化や支援の必要性の把握などにも役立ち、相談支援事業所にとっても大きな助けとなります。
- また、災害や事故など、緊急事態が発生した時には、警察や消防の協力を得ることが欠かせません。そのような事態も想定し、普段から地域の連携体制を確保しておくことが重要です。

3 災害時における障がい者の支援体制が確保されている。

- ① 平常時から、災害時要援護者の把握に努めるとともに、地域住民が参加し実施する防災訓練等において、住民の自助力向上のための取組みや災害時要援護者への対応方法等の周知を図っている。
- ② 平常時から、地域住民と災害時要援護者とのコミュニケーションを図り、地域住民同士の支援体制の整備、連絡・情報伝達や避難所における支援、各種関係者・団体との協力体制の確立、さらには、災害時要援護者のための福祉避難所として、社会福祉施設等の指定などの取組みを行っている。

- 「非常時は、普段以上のことはできない。しかし、普段できていることは、非常時にも活かせる」と言われるように、普段から、災害時を想定した十分な取組みを進めることが重要です。
- 北海道では、平成18年3月に「災害時における高齢者・障がい者等に対する支援対策マニュアル」を、平成20年6月に「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」が国から示されたことから、市町村において災害時要援護者対策を進める際に活用しやすいものにするため、平成23年8月に「災害時要援護者支援対策の手引き」を策定しました（平成26年3月改訂）。こうしたマニュアルや手引きを基に、平常時から災害時における支援体制を整備しておくことが大変重要です。

【平常時における取組】

1 要援護者情報の共有等

- 市町村において、「災害時要援護者避難支援プラン」の策定や支援体制の整備を進めるためには、平常時からの要援護者情報の収集・共有が必要です。
- 内閣府が平成18年3月に取りまとめた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」においては、災害時要援護者情報の福祉部局と防災部局の共有化を進める方法として、関係機関共有方式、手上げ方式、同意方式の3つについて、次のとおり規定しています。

(1) 関係機関共有方式

- ・地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ず

へいじょうじ ふくしかんけいぶきよくとう ほゆう ようえんごしやじょうほうとう ぼうさいかんけいぶきよく
 に、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、
 じしゅぼうさいそしき みんせいいいん かんけいき かんとう あいだ きょうゆう ほうしき
 自主防災組織、民生委員などの関係機関等の間で共有する方式。

こじんじょうほうほごじょうれい もくてきがいりょう だいさんしやていきょう かのう きていれい
 <個人情報保護条例において目的外利用・第三者提供が可能とされている規定例>
 ・「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益に
 なる」と認められるとき」
 ・「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、
 かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」
 ・「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴
 いて特別の理由があると認められるとき」等

(2) 手上げ方式

- ・要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。
- ・実施主体の負担は少ないものの、要援護者への直接的な働きかけをせず、要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障がい等を有することを他人に知られたくない者も多く、十分に情報収集できていない傾向にある。

(3) 同意方式

- ・防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。
- ・要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。このため、福祉関係部局や民生委員等が要援護者情報の収集共有等を福祉施策の一環として位置付け、その保有情報を基に要援護者と接すること。または、関係機関共有方式との組合せを積極的に活用することが望ましい。

さいがいじょうえんごしや ひなんしえん くに かんが
 <災害時要援護者の避難支援ガイドラインにおける国の考え>
 「国の行政機関に適用される『行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律』では、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときに、保有個人情報の目的外利用・提供ができる場合があることを参考にしつつ（第8条第2項第4号・参考条文を参照）積極的に取り組むこと。
 その際、避難支援に直接携わる民生委員、自主防災組織等の第三者への要

えん ごしやじょうほう ていきよう じょうほうていきよう さい じょうれい けいやく せいやくしよ てい
 援護者情報の提供については、情報提供の際、条例や契約、誓約書の提
 しゆつとう かつよう ようえん ごしやじょうほう う がわ しゆひ ぎむ かくほ
 出等を活用して、要援護者情報を受ける側の守秘義務を確保すること。
 こじんじょうほう とりあつかいせいど しんらい たか ようえん ごしやじょうほう きようゆう すす
 個人情報取扱制度への信頼も高まり、要援護者情報の共有も進んでい
 りゆうい せつきよくてき かんけい き かんきようゆうほうしき けんとう
 くことに留意すること。」として、積極的に関係機関共有方式についても検討
 するよう呼びかけている。
 しちょうそん ちいき じつじょう ふ じょうほう はあく ほうほうとう けんとう とりく
 市町村は、地域の実情を踏まえ、情報把握の方法等について検討し取組み
 すす
 を進める。

- 消防庁が平成24年4月1日現在で、全国1、742市町村を対象に実施した、災害時要援護者の避難支援対策への取組み状況の調査結果

・ 情報の収集・共有の方式を決めている市町村	1,684市町村
・ そのうち、同意方式と手上げ方式を併用	422市町村 (25.1%)
手上げ方式	269市町村 (16.0%)
3方式を併用している市町村	254市町村 (15.1%)

2 要援護者の避難支援計画（避難支援プラン）の具体化

- 「避難支援プラン」は、市町村の災害時要援護者支援に係る「全体計画（全体的な考え方）」と要援護者一人ひとりに対する「個別計画（名簿・台帳）」との構成となっています。

「災害時要援護者の避難支援プラン」を策定し、災害時要援護者の避難支援対策への取組みを促進していくこととしております。

- 消防庁が平成24年4月1日現在で、全国1、742市区町村を対象に調査した、災害時要援護者の避難支援対策への取組状況の結果

・ 全体計画を策定済みの市町村	1,455市町村
・ 〃 策定中の市町村	249市町村
・ 災害時要援護者名簿を整備中の市町村	1,684市町村
・ 個別計画を策定中の市町村	1,527市町村

* 国は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂）を参考に、市町村において、災害時要援護者の避難支援の取組方針等（全体計画、災害時要援護者名簿、個別計画）が策定・整備されるよう促進している。

3 福祉避難所の指定などの準備

福祉避難所とは

身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所までには至らないが、一般的

○ 福祉避難所の指定等の準備としては、以下の項目となっています。

- (1) 福祉避難所の対象となる者の把握
- (2) 福祉避難所の指定
- (3) 福祉避難所の周知
- (4) 福祉避難所の施設整備
- (5) 福祉避難所に係る物資・器財、人材、移送手段の確保
- (6) 福祉避難所と社会福祉施設、医療機関等との連携
- (7) 運営体制の事前整備
- (8) 福祉避難所の運営訓練等の実施

4 平常時から地域住民などとの支援体制の準備

○ 平常時から災害時要援護者の状況把握、地域住民同士による支援体制づくりを進める必要とともに、災害時要援護者と地域住民とのコミュニケーションを密にし、防災意識や災害時の支援意識の醸成を図ることが重要です。

○ 地域コミュニティと防災意識の醸成

災害発生直後の災害時要援護者への地域住民の支援については、平常時における近隣との関係の差異が初期救援の明暗を分けると言われており、日頃から災害時要援護者と地域住民とのコミュニケーションを密にし、災害時における支援意識の醸成を図ることが重要です。また、市町村は、災害時要援護者本人や家族、社会福祉施設等の管理者等に対し、防災知識の普及・啓発に努めるとともに、防災訓練への積極的な参加を求め、災害時要援護者対策を重視した防災訓練を実施することが必要です。

(1) 地域住民等に対する周知

- ・地域における防災対応力の向上を図るため、地域住民に対し、防災に関する知識の普及・啓発を行うとともに、災害時要援護者への対応方法などについても周知します。
- ・さらに、日頃から災害時要援護者とのコミュニケーションを図り、室内の家具の固定などが自力でできない災害時要援護者に対して、家具の点検、固定を助力するなど互助意識を育み、地域住民同士の支援体制を整備します。

(2) 社会福祉施設等との連携

- ・社会福祉施設等と地域住民とが、災害時において連携を図ることができるよう、地域の防災訓練に施設の職員等が参加して、災害時要援護者の応急救助や介護方法の訓練を行ったり、施設の防災訓練に地域住民が参加して、入所者の避難誘導を手伝うなど、平常時から連携を図り、相互援助の体制整備を図ることが効果的です

(3) 災害時要援護者対策を含めた防災訓練

- ・災害時要援護者の避難行動等の特徴に配慮した訓練の実施
夜間や積雪時における災害発生を想定した訓練を行うことも重要です。その際には、消防関係者からの助言やボランティア等の参加・協力を得ることが不可欠です。
- ・避難場所までの避難訓練の実施
災害時要援護者と支援者が参加して防災訓練を行い、避難誘導等における留意点などを確認しておきます。視覚障がい者の場合は、避難場所までの経路を歩いて確認すること、車イスでの移動が必要な場合、避難場所までの間に通れない場所がないかなども確認しておきます。
- ・災害図上訓練“DIG”(Disaster Imagination Game)の実施
地域住民が参加して、地図を囲みながら、災害想定を条件設定し、図上訓練を行います。図上訓練は比較的、手軽に実施することができ、また、参加者が災害全体のイメージを共用できることから、住民の防災意識の醸成にも有効な手立てとなります。地域の住民が参加して、避難誘導や関係機関との連絡などについて、ディスカッションを行うことにより、地域の住民のネットワークづくりに役立つことが期待できます。

【災害時における取組】

- 災害発生時における取組は、速やかに実施することが求められる重要な役割として、次の3つが考えられます。
 - (1) 被災地における障がい者の安否及び被災生活状況の確認
 - (2) 被災した障がい者の緊急的なニーズの把握とその対応
 - (3) 福祉避難所の開設
- これらの役割が機能するためには、普段から、災害発生時に速やかに安否確認の行動が起こせる市町村、相談支援事業所及び関係機関との協力体制づくりと、障がい者の生活実態に関する情報の把握、関係機関同士で共有化するルールづくりなどが欠かせません。協力体制は、地域の協議会等の普段の活動を通して、

でんわ ほん きょうりよく あ かんけい きず じゅうよう じょうほう はあく きょう
電話1本で協力し合える関係を築くことが重要です。また、情報の把握と共
ゆう か こじんじょうほう ほ ごほうとう かんけい むずか
有化のルールづくりについては、個人情報保護法等との関係があり、なかなか難
じょうきよう しちようそん ちゅうしん じゅうみん りかい ひろ せつきよくてき
しい状況もありますが、市町村が中心となって、住民の理解を広める積極的
とりく たいせつ
な取り組みが大切です。

③ 障 がい の 有 無 に か か わ ら ず、 全 て の 人 々 に 必 要 な 情 報 が 伝 達 さ れ る と 同 じ 時 刻 に、 ニーズ等についても適切に把握することができるよう、障 がい 特 性 へ の 理 解 や 情 報 保 障 へ の 配 慮 が 行 わ れ て い る。

- 災 害 時 の 取 組 に お い て は、 情 報 保 障 へ の 配 慮 が 極 め て 重 要 で す。 災 害 時 に は、 平 常 時 に 増 し て、 様 々 な 情 報 を 適 時 適 切 に 把 握 す る こ と が 必 要 と な り ま す が、 障 がい 者 等 の 情 報 弱 者 と さ れ る 方 々 に は、 必 要 な 情 報 が 全 く 伝 わ ら な か っ た り、 伝 達 が 遅 れ た り す る こ と が 少 な く あ り ま せ ン。
- 障 がい の 有 無 に か か わ ら ず、 全 て の 人 々 に 必 要 な 情 報 が 伝 達 さ れ る と 同 じ 時 刻 に、 ニーズ等についても適切に把握することができるよう、情 報 保 障 へ の 配 慮 を 行 っ て い く 必 要 が あ り ま す。

V 障がい者の就労支援

1 障がい者の就労を支援するため、関係機関等の連携・協力体制を確保している。

① 市町村、関係機関、施設（事業所）等が合同で、地域における障がい者の就労支援に関して協議する場・機会を確保している。

○ 地域には、障がい者の就労に関わる様々な機関が存在しており、市町村をはじめ各機関は、それぞれ専門的な機能を有する社会資源です。しかし、一つの機関だけでは、持っている情報も取り得る支援もある一面に限られてしまい、障がい者にとって十分な支援とはならないことが多くなります。

地域の障害福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、障害者職業センター、医療機関、特別支援学校、相談支援事業者、経済団体、職親会、地域の協議会、総合振興局（振興局）・市町村等の行政機関などの関係機関が情報を共有し、相互に連携する関係を築き、連携を強化していくことが、地域の障がい者の就労推進につながります。

○ 市町村毎に設置する地域の協議会（就労支援部会等）など地域に存在する障がい者の就労支援に係る機関が集まる機会を設定、あるいはそこに参画し、合同で協議する場を確保し、お互いが「顔の見える関係」をつくり、関係機関の連携のもと、障がい者にとって必要な支援を進めることが重要です。（②参照）

○ 市町村は、まず、地域にある他の社会資源に幅広く声をかけ、集まる機会を設定し、あるいはそういう場に積極的に参画し、各機関の持つ情報や専門性を最大限に活用しながら、それぞれの自治体の障がい者の就労に関して、幅広く協議できる体制を確保することが必要です。

② 就労を希望する個々の障がい者に対して、地域の関係機関が必要な情報を共有するとともに、適性評価、職業体験、就労、職場定着、就業生活支援などのプロセス毎に役割分担し、就職の準備段階から職場定着まで支援できる体制を確保している。

○ ①で述べたように、各機関はそれぞれ高い専門性を持っていますが、単独機関だけでは障がい者の様々な悩みや不安の解消には至らないケースもあります。そのような場合には、個々の障がい者の悩みや相談に応じて、必要な関係機関が集まり、障がい者の情報を共有し、関係者が共通の認識にたつて、障がい者の全体像や直面している課題の明確化を図り、解決に向けたアプローチの方法を協議することが重要です。その上で、各機関がプロセスに応じて役割分担しつつ、専門的な役割や力を発揮することにより、その障がい者にとって必要な一体的な支援が実施されることとなります。

○ 関係機関は相互にリンクしながら、共通理解の上に立って、それぞれの専門的な役割を果たし、障がい者の就労サポートにあたります。市町村はその1機関として機能するとともに、我がまちの障がい者の就労推進のため、関係機関の連携・協力体制を確保しておくことが求められます。

2 障がい者の就労促進や職場定着の取組みが行われている。

① 地域の公的機関、民間企業等において、障がい者の職場実習や職場体験を行う場を確保している。

- 多くの場合、障がい者は、施設（事業所）や特別支援学校での訓練、相談、職業体験、実習など、いくつかの段階を経て就労に至ります。中でも職場実習や体験は、短期間でも職場や職業生活を体験できる重要なステップです。
- 職場実習や職場体験には次のような利点があると考えられます。
 - ・ 通い慣れた施設（事業所）や家ではなく、多くの人が働いている「職場」や「職業生活」を体験できる。一定期間をいつもと違う環境の中で過ごすことで障がい者の自信につながる。
 - ・ 障がい者にとっても支援者にとっても、それまでの相談やチーム支援でわかった障がい者の特徴（セールスポイント、苦手な事、性格、障がい特性）にあう仕事かどうか、アセスメントができる。
 - ・ いくつか実習や体験を行うことにより、就労の際のミスマッチを少なくすることができる。
 - ・ 受入れ側の公的機関や企業等が、障がい者や障がい者の就労について理解を深める機会となり、就労に結びつくケースもある。
- こうしたことから、市町村は自ら実習受入れに配慮するとともに、他の公的機関や企業等に対して働きかけを行うなどして、地域内で障がい者が職業体験できる場の確保を図ることが重要です。他の自治体の受入事例の収集や、企業等への働きかけに際しても、圏域での合同会議などの活用や、施設（事業所）・他機関との連携が有効です。

② 就労後の個々の障がい者の悩みなどに対して、相談できる体制を確保している。

○ 障がい者にとって、就労することがゴールではなく、就労して長く働き続けることが重要です。そのためには、就労後の障がい者が悩みや不安などを感じた場合、安心して相談でき、障がい者を支援できる体制が必要です。

○ 相談先としては、次のような社会資源があります。

- ・ 就職先の企業等の同僚・上司（見守る担当者）
- ・ 障害者就業・生活支援センター、市町村の相談支援事業所（I参照）
- ・ ハローワーク
- ・ 障害者職業センターのジョブコーチ等
- ・ 当事者が利用していた施設や在籍していた特別支援学校
- ・ 通院先の医療機関
- ・ 市町村の福祉担当窓口
- ・ 家族や友人

○ しかし、こうした社会資源があっても、障がい者本人にその利用を委ねては、本人が言い出せなかったり、相談できる機関にたどり着けなければ、相談することができません。また、就労先に任せきりでは負担が大きく、取り得る支援も限定されます。

障がい者や就労先には、就労後も1-②で述べた支援機関が存在していることをあらかじめ知らせておき、障がい者のサインを見逃さず、培ったネットワークを活用して対応できる関係を確保しておくことが大切です。

就労後も相談できる相手がいることが双方の安心につながり、悩みや問題の解決、職場定着につながると考えられます。

また、地域内で、障がい者同士が気軽に話し合える場や機会を設けることは、障がい者にとって心安く、様々な悩みなどを話しやすくなると考えられます。

3 施設や障がい者を雇用する企業を支援する取組みが行われている。

- ① 地域の公的機関、民間企業等が施設（事業所）の授産製品購入や業務委託等に配慮している。
- ② 公共施設や各種イベントを活用し、授産製品や関係企業の製品販売やPRのスペースを確保している。

- 障がい者のうち、一般就労が困難ないわゆる福祉的就労に従事している人の工賃（賃金）は、月額1万8千円程度（H28道内平均）で、障害基礎年金などの社会保障給付と併せても、経済的に自立した生活を送る水準に達していない状況です。

この状況を改善するため、道においても、指定法人を通じ施設（事業所）側に働きかけるとともに、製品等を受発注するシステムの活用など工賃向上に向けた取組みを行っています。

- 工賃の向上は施設（事業所）側の取組みだけではなく、購入・利用や販売協力などの周囲の支援にかかっています。施設（事業所）の中には、既存の製品だけではなく、新たな注文製作に応えられる施設（事業所）もあります。自治体としての利用に加えて、地域の協議会などの場で、地域内の施設（事業所）の製品やサービスを周知し、支援方法を検討するなど、販路拡大等に向けたできる限りの支援が求められています。

- また、市町村は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき調達方針を定め、施設等からの物品や役務を優先的に調達する必要があります。こうした調達を円滑に推進するため、地方自治法による特定随意契約制度の積極的な活用がもとめられます。

さらに、障がい者を多数雇用していたり、施設に製品や業務を積極的に発注しているなど、障がい者の就労を支援している企業の取組を周知し応援することは、他の企業や住民の間に障がい者の就労についての理解を広める効果につながります。「障がい者就労支援企業認証制度」の認証企業やサポーター的存在の「障がい者の就労支援の輪を広げる取組～道民一人1アクション」参加企業、地元に着した職親会会員企業など、地域の企業と連携した取組は、障がい者の就労支援

の^わ輪^{ひろ}を^{うえ}拡^{こん}げ^ごる^{じゆう}上^{よう}で^{じゆう}今^{よう}後^{よう}ま^{じゆう}す^{よう}ま^{よう}す^{よう}重^{じゆう}要^{よう}に^{じゆう}な^{よう}り^{よう}ま^{よう}す^{よう}。

③ 企業、施設(事業所)に対して、障がい者の就労支援に関する各種施策(福祉・雇用)などの情報提供や、雇用に向けた働きかけを行う機会を設けている。

○ 障がい者の就労支援に関しては、福祉と雇用の両サイドから制度や各種施策が展開されており、障がい者の就労(雇用)を進める際には、条件に適合する制度や施策を活用することが効果的です。

○ 1で述べたように、普段から関係機関と「顔の見える関係」を築き、情報を収集するとともに、企業や施設(事業所)に対して機会を捉えて提供するなど、制度や施策の活用を図ることが障がい者の就労促進に役立ちます。市町村やIの相談支援事業所は、他機関の施策等の情報を広く把握しておき、詳細については該当機関の力を借りられる関係にあることが大切です。

○ また、2の①でも触れたように、施設(事業所)は、「求人・実習先の確保等」を大きな課題と捉えています。個々の施設(事業所)が多く企業に働きかけを行うのは難しく、相手先が限定されるなどの限界もあります。市町村内の施設(事業所)利用者や在宅障がい者、特別支援学校卒業予定者の就労に関するニーズや訓練状況などを把握した上で、施設(事業所)と連携して定期的に地域内の企業に働きかけるなど、自治体としても積極的な支援が求められています。

○ 市町村の中には、他部局等と連携し、観光や農林水産業などの地域振興策と協働して、障がい者の就労先を検討するという動きも出てきています。庁内の関係部局の取組みについても把握し、障がい者の就労を、これまでの業種だけでなく、関係機関と連携しながら、新たな分野や就労形態といった視点から検討することも有効です。

VIその他

1 地域の協議会の「機能」を確保し、実効性のあるものとする取組みが行われている。

① 実効性のあるものとするため組織運営についての検討が行われている。

○ 地域の協議会の活用が進まない理由の一つとして、既に同様の役割を担う委員会や協議会組織が数多く設置されており、それらの組織の中には形骸化しているものもあり、新たな設置の必要性が認められないという意見があります。

○ 障がい者のニーズをしっかりとキャッチする地域の相談窓口と、受け止めたニーズをニーズに添った支援につなげる関係機関によるネットワーク（地域の協議会）は、地域で暮らす障がい者の生活を支える車の両輪です。

地域の協議会は、必要な機能を確保することが重要であり、その形式については、地域の実情に応じて、既存組織の活用、複数市町村による共同設置など、自由にデザインすることが可能です。

従って、既存の組織が、Ⅱ-1に記載した「機能」を有しているか、今一度検証し、それらの「機能」が有効に働くよう取組むことが大切です。

○ 一方、地域の協議会が設置されていても、その活動が、単に、障がい福祉計画作成のための外部委員会、あるいは、地域の関係団体との情報交換的な役割しか果たしていない場合は、本来の目的である地域課題の解決を図るための「機能」が発揮できるよう、組織の見直しなどを行うことが大切です。

② 地域の様々な制約がある場合、取組みの優先順位を検討するなど、地域の実情を踏まえた検討が行われている。

○ 地域の協議会は、市町村の人口規模や社会資源の実情を踏まえ、実効性を発揮できる組織とすることが重要です。

最初は地域が最も必要としている機能を確保することから取組み、例えば、地域づくりを進めたいという思いを共有する関係機関と協力し、個別支援会議と定例会を立ち上げ、個別の相談におけるニーズに対する支援の検討から始め、課題に対して協働して取組み、解決する体験を積み上げることが大切です。

このような成功体験を積み上げる活動を通して、関係者相互の絆を深めるとともに、ネットワークに参画する仲間を増やしながら、課題を解決する力を養い、徐々に困難な課題にも取り組むなど、段階的な取組みを継続することが重要です。

すぐには成果は上がらないかもしれませんが、しかし、社会資源が何もないと考えて諦めてしまうのではなく、地域で思いを共有化した人々との協働作業というプロセスを大切に、自分達の手で地域をつくる、制度がなければ、地域の知恵と力を結集し、自分たちで必要な制度をつくっていく取組みをあきらめずに継続することが大切です。